（検察審査会法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　施行日から特定日の前日までの間に招集状が書面により検察審査員及び補充員に対して発せられたときにおける検察審査会法第二十四条の規定による疎明については、なお従前の例による。

２　第四条の規定による改正後の検察審査会法第四十条の規定は、施行日以後に議決があった場合について適用し、施行日前に議決があった場合については、なお従前の例による。

（少年法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　申立て、請求その他の裁判所に対してする申述（以下この項並びに附則第十二条及び第十八条第一項において「申立て等」という。）であって、施行前保護事件（施行日前にされた少年法第六条第一項の規定による通告又は同法第七条第一項の規定による報告に係る保護事件、施行日前に検察官、司法警察員、警察官、都道府県知事又は児童相談所長から送致された保護事件及び施行日前に同法第五十五条の規定により移送された保護事件をいう。以下同じ。）又は特定日前保護事件（最高裁判所の定める保護事件であって、特定日前にされた同法第六条第一項の規定による通告又は同法第七条第一項の規定による報告に係るもの、特定日前に検察官、司法警察員、警察官、都道府県知事又は児童相談所長から送致されたもの及び特定日前に同法第五十五条の規定により移送されたものをいう。以下この項及び次条において同じ。）に係るものについては、第五条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の少年法第五条の四及び第五条の五の規定は、適用しない。ただし、施行前保護事件又は特定日前保護事件とこれらの事件以外の保護事件の審判を併せて行う場合における施行日以後（施行日後に併せて行うこととなった場合にあっては、それ以後）の申立て等については、この限りでない。

２　最高裁判所は、前項の規定に基づき保護事件を定めるに当たっては、保護事件に関する手続における情報通信技術の活用の段階的かつ円滑な推進に資するため、その範囲が逓減するよう適切に定めるものとする。

第十一条　施行前保護事件又は特定日前保護事件に係る証人尋問等の記録については、なお従前の例による。ただし、施行前保護事件又は特定日前保護事件とこれらの事件以外の保護事件を併せて審判する場合における証人尋問等の記録については、この限りでない。

（刑事補償法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　施行前刑事事件又は特定日前刑事事件に関する補償請求の手続に係る申立て等については、第七条の規定による改正後の刑事補償法第九条の二及び第九条の三の規定は、適用しない。ただし、当該手続を施行前刑事事件又は特定日前刑事事件以外の刑事事件に関する補償請求の手続と併せて行う場合における施行日以後（施行日後に併せて行うこととなった場合にあっては、それ以後）の申立て等については、この限りでない。

（法廷等の秩序維持に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　第十条の規定による改正後の法廷等の秩序維持に関する法律（次項において「新法廷等秩序維持法」という。）第四条第四項（民事訴訟法第二百五条第二項、第二百十五条第二項（同法第二百十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二百三十一条の二第二項及び第二百三十一条の三第二項の規定を準用する部分に限る。）の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第六号施行日」という。）以後に行われた法廷等の秩序維持に関する法律第二条第一項に該当する行為（以下この条において「対象行為」という。）に係る制裁を科する裁判に関する手続における証人の尋問その他の証拠調べについて適用し、第六号施行日前に行われた対象行為に係る制裁を科する裁判に関する手続における証人の尋問その他の証拠調べについては、なお従前の例による。

２　新法廷等秩序維持法第六条の二から第六条の五までの規定は、第六号施行日以後に行われた対象行為に係る制裁を科する裁判に関する手続における申立て、請求その他の申述について、適用する。

（刑事訴訟費用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　施行前刑事事件又は施行前保護事件に係る刑事訴訟費用等に関する法律第二条第一号又は第三号に掲げる旅費、日当及び宿泊料（以下この条において「旅費等」という。）の額については、なお従前の例による。ただし、施行前刑事事件と施行日以後に公訴の提起があった事件を併せて審判する場合又は施行前保護事件と施行日以後にされた少年法第六条第一項の規定による通告若しくは同法第七条第一項の規定による報告に係る保護事件若しくは施行日以後に検察官、司法警察員、都道府県知事若しくは児童相談所長から送致され、若しくは同法第五十五条の規定により移送された保護事件の審判を併せて行う場合における旅費等の額については、この限りでない。

（不正競争防止法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　第三号施行日から施行日の前日までの間における第二十二条の規定（附則第一条第三号に規定する改正規定に限る。）による改正後の不正競争防止法第二十六条第二項の規定の適用については、同項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、「提供させた電磁的記録」とあるのは「提供させた電磁的記録を記録した記録媒体」とする。

（組織的犯罪処罰法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　第二十三条の規定（附則第一条第二号、第三号及び第五号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の組織的犯罪処罰法（以下この条及び附則第二十一条第一項において「新組織的犯罪処罰法」という。）第二十三条第八項及び第九項（他の法律においてその例による場合を含む。）の規定は、施行日以後に公訴の提起があったため没収保全が効力を失った場合における通知に代わる公告について適用し、施行日前に公訴の提起があったため没収保全が効力を失った場合における通知に代わる公告については、なお従前の例による。

２　第二十三条の規定（附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の組織的犯罪処罰法第二十七条第五項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に没収保全の登記をした場合について適用し、同日前に没収保全の登記をした場合については、なお従前の例による。

３　新組織的犯罪処罰法第五十条第一項（第三十条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（附則第二十一条において「新国際刑事裁判所協力法」という。）第四十七条において準用する場合を含む。次項及び第五項において同じ。）において準用する民事訴訟法第百条第二項の規定は、施行日以後に没収保全命令又は追徴保全命令がされた場合における没収保全又は追徴保全に関する送達報告書の提出について、適用する。

４　前項の規定にかかわらず、施行前刑事事件又は特定刑事事件における送達報告書の提出については、新組織的犯罪処罰法第五十条第一項において準用する民事訴訟法第百条第二項の規定は、適用しない。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における送達報告書の提出については、この限りでない。

５　新組織的犯罪処罰法第五十条第一項において準用する民事訴訟法第百十一条から第百十三条までの規定は、施行日以後に没収保全命令又は追徴保全命令がされた場合における没収保全又は追徴保全に関する公示送達について適用し、施行日前に没収保全命令又は追徴保全命令がされた場合における没収保全又は追徴保全に関する公示送達については、なお従前の例による。

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　施行前刑事事件又は特定日前刑事事件に係る犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（以下「犯罪被害者等保護法」という。）第五条第二項に規定する被害者参加旅費等の請求及び犯罪被害者等保護法第十一条第一項に規定する被害者参加弁護士の選定の請求については、なお従前の例による。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合におけるこれらの請求については、この限りでない。

２　第二十五条の規定による改正後の犯罪被害者等保護法（次項において「新犯罪被害者等保護法」という。）第十九条から第二十二条までの規定は、施行日以後に公判調書が電磁的記録をもって作成される場合における民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続について適用し、附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により公判調書が作成される場合における民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、なお従前の例による。